

教育委員会会議録

(定例会)

平成29年4月20日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | | | |
|---|---|---|---------------|---|---|---|---|
| 1 | 期 | 日 | 平成29年4月20日(木) | | | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | | | | |
| 4 | 出 | 席 | 委 | 員 | 長 | 大 | 谷 |
| | | | 委 | 員 | 長 | 石 | 田 |
| | | | 委 | 員 | | 平 | 澤 |
| | | | 委 | 員 | | 野 | 上 |
| | | | 委 | 員 | | 武 | 田 |
| | | | 教 | 育 | 長 | 稻 | 葉 |
| | | | | | | | 幸 |
| | | | | | | | 男 |
| | | | | | | | 有 |
| | | | | | | | 世 |
| | | | | | | | 奈 |
| | | | | | | | 古 |
| | | | | | | | 利 |
| | | | | | | | 武 |
| | | | | | | | 利 |
| | | | | | | | き |
| | | | | | | | あ |
| | | | | | | | き |
| | | | | | | | 久 |
| 5 | 議 | 場 | に | 出 | 席 | し | た |
| | | | 者 | | | | |
| | | | 副 | 教 | 育 | 長 | 細 |
| | | | 理 | 事 | | | 田 |
| | | | 管 | 理 | 部 | 長 | 眞 |
| | | | 学 | 校 | 教 | 育 | 由 |
| | | | 生 | 涯 | 学 | 習 | 美 |
| | | | 管 | 理 | 部 | 参 | 章 |
| | | | 学 | 校 | 教 | 育 | 武 |
| | | | 指 | 導 | 1 | 課 | 智 |
| | | | | | | | 秀 |
| | | | | | | | 子 |
| | | | | | | | 文 |
| | | | | | | | 正 |
| | | | | | | | 文 |
| | | | | | | | 実 |
| | | | | | | | 美 |
| | | | | | | | 夫 |
| 6 | 会 | 議 | 録 | 署 | 名 | 委 | 員 |
| | | | 野 | 上 | 武 | 利 | |

7 議事等の概要

- 大谷委員長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
 まず、平成29年4月1日付け人事異動に伴い、新たな書記を任命
 したいと思います。
- 稲葉教育長 委員長。
- 大谷委員長 お願いします。
- 稲葉教育長 書記の任命につきましては改正前の「さいたま市教育委員会会議規
 則第6条第3項」に定めがあり「教育長の推薦により職員のうちから
 委員会が任命する。」とされております。
 この規定に基づきまして、書記に、教育総務課主事、北條由紀江を
 推薦いたします。
- 大谷委員長 ただいま、教育長から推薦がありましたが、いかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 大谷委員長 それでは、そのように任命いたします。
- 大谷委員長 それでは、議事に入ります。
 本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 いらっしゃいません。
- 大谷委員長 本日の会議録の署名委員は、野上委員にお願いいたします。
 本日の議案のうち、議案第68号は人事に関する案件であることか
 ら非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんい
 がでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 大谷委員長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第68
 号は非公開といたします。
 本日の会議の順番ですが、議案第67号、その他、議案第68号の
 順で行います。

議案第67号 さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則について

大谷委員長 それでは、議案第67号につきまして事務局から説明をお願いします。
す。

高校教育課長 議案第67号「さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。

議案書を御覧ください。提案理由でございますが、この議案は、さいたま市立大宮西高等学校の生徒定員の変更に伴い、さいたま市立高等学校通則の一部を改正するものです。

さいたま市立高等学校の名称、課程、学科、男・女共学の別及び生徒定員は、同通則第3条の規定により「別表のとおりとする」とされております。

議案書の別紙を御覧ください。「さいたま市立大宮西高等学校」の項、「生徒定員」の欄でございます。同校では、平成27年度より第1学年の募集人員を240人としております。平成30年度につきましては、平成31年度の中等教育学校開校にともない募集を停止いたします。つきましては第2学年及び第3学年それぞれが240人となりますので、生徒定員を「480人」とするものでございます。

なお、昨年度より早い時期での委員会会議への提案となっておりますが、県公立高等学校の募集人員の公表時期が昨年度より早まり、6月に公表することとなったためでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

大谷委員長 委員各位、御質問、御意見を申し上げます。

武田委員 素朴な疑問でございますが、生徒定員は段階的に480人から240人へ、最終的には閉校となる計画かと思っておりますが、留年生がいる場合にはどのように対応するのですか。

高校教育課長 留年した生徒は、そのまま学校へ残ることが出来ませんので、転校という措置をとらせていただくこととなります。

大谷委員長 万が一、そのような生徒がいることが想定される場合には、年度当初などに保護者等へお知らせしておく必要がありますね。

高校教育課長 御指摘いただいた点については、大宮西高等学校長がしっかり指導をしていると聞いております。

大谷委員長 大宮西高等学校の生徒募集停止に伴う教員人事計画は、計画通り進捗しているのかどうか確認させてください。

高校教育課長 教員の人事異動につきましては、県教育委員会の人事担当課と計画的に進めているところでございます。

大谷委員長 是非、県と連携を密にして進めてください。
そのほか、卒業生などへの説明はどのような状況でしょうか。

高校教育課長 学校改編について卒業生へは説明を重ねてきております。また、校名については、大宮西高校のOBの方の意見も取り入れながら検討をしております。

大谷委員長 卒業生やPTAの気持ちも踏まえながら、引き続き円滑な移行に向けた取組みをお願いいたします。
それでは、議案第67号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第67号は原案のとおり可決されました。

その他 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

大谷委員長 続きまして、次第の3「その他」につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書を御覧ください。

「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について」御説明いたします。

本件につきましては、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により市長へ協議をいたしましたところ、それに対し、平成29年3月31日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、御報告させていただくものでござい

す。
以上でございます。

大谷委員長 地方自治法に則った手続きとのことですが、委員各位何かございますか。

大谷委員長 質問等も無いようですので、この件は終了といたします。

議案第68号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

8 閉 会 午後2時40分